

松山家庭裁判所委員会議事概要（第28回）

1 日時

平成29年7月13日（木）午後1時30分

2 場所

松山家庭裁判所大会議室

3 出席者

（1）委員

伊名波宏仁，梅本大介，大西康司，清水 進，砂田桂子，高橋恵子，寺垣孝彦，藤田育子，松原英世，吉田慎吾（五十音順，敬称略）

（2）事務担当者

及川首席家庭裁判所調査官，上田首席書記官，佐藤次席家庭裁判所調査官，中西主任家庭裁判所調査官，都築事務局長，佐伯総務課長

4 議事（■委員長，○委員，●事務担当者）

（1）松山家庭裁判所長挨拶

（2）新任委員の紹介

（3）テーマ「面会交流調停について」

佐藤次席家庭裁判所調査官及び中西主任家庭裁判所調査官から，面会交流の意義や難しさ等について説明した後，DVD「子どものための面会交流に向けて」を上映した。その後，委員全員で家族面会室の見学を行った。

■ ただ今の説明や見学を終えて，御意見や御質問はありませんか。

○ 家族面会室を見ると，幼児や就学前の子ども用のしつらえと感じたのですが，面会交流の対象となる「子ども」というのは，何歳までが対象になるのでしょうか。

● 未成年者が対象ですが，18歳程度になると自分の意思で行動することも多く，実際には小学校中学年から高学年くらいまでの子が対象となる場合が多いです。家族面会室については，硬くならない雰囲気になっています。

- 問題意識として、面会交流の趣旨や意義に対する理解が乏しいとの難しさがあるとのことですが、子どもへの暴力等の事情があれば別として、離婚しようが別居しようが、制限されることなく子どもには当然に会えるものと思っていました。レアケースというには件数が多いようですが、どういうケースで面会交流が申し立てられるのですか。
- 特段会わせられない事情がなくても、同居親が、婚姻中の夫婦関係を引きずって、なかなか会わせる気持ちにならないことがあります。
- 紛争状態にある夫婦間において、子どもが自由に親と会えないことは、事実としてよくあることです。それをどう解決するかが問題です。同居親が会わせない場合もあるでしょうし、子どもが同居親の気持ちを慮って「会いたくない。」と言うケースもあり、事案はいろいろですが、事実上会えない状態が続いている場合の事案の解決であると認識しています。
- 必ずしも会わせたくないケースばかりが問題になっているとは限らず、同居親として、会わせてもいいが、どう会わせるべきかを巡って話し合いをする必要が生じる場合もあります。また、例えば、会わせたくない前提となる「暴力」についての認識が双方で食い違うところで話し合いが必要になるような場合も多いと思います。
- 理想としては、離婚しようとして別居していようと、子どもにとっては父親であり母親であるわけですから、本来は、いろんな形で交流できるのが当然だと思います。離婚しても、別居親が子どもと交流することについて理解し、話し合いができていない場合は問題にならないのですが、家裁で面会交流の申し立てをする事案というのは、親権に争いがあるなど両親の感情面での対立が激しく、親であることの意識が希薄な場合が多いのではないかと思います。別居親であっても子どもに会いたい気持ちはあるので、同居親が、どうしても自分の感情的な理由で会わせられないと言え、家裁に調停の申し立てをして、そこで取決めをすることにならざるを得ません。一方で、別れてしまえ

ば別居親は子どもに会えないと諦めている人もいるのではないのでしょうか。私の経験した中で、子どもが幼少のうちに別居したため、父親との思い出を作らせないほうが良いと考え、あえて子どもに会わないようにしていた父親がいましたが、逆に、母親が、父親を否定することは子どもを半分否定することになると考えて、父親と交流させることを望み、離婚の話し合いの中で調査官が父親を説得して面会交流することになったケースもありました。

- 面会交流の実情を知りませんでした。子どもを主眼に置いて、いかに別れた親と接するべきか、細かくケアがされており本当に大変だと、率直に感じました。

質問ですが、全国を見ても愛媛県についても、ここ数年新受件数が伸びている理由は何でしょうか。それと、面会交流調停が何度か繰り返されるケースは、どの程度あるのでしょうか。

- まず、申立て件数が伸びている理由の一つは、昔は、離婚すれば別居親は子と会わないもの、との認識があったところ、最近では、子の監護に関わる父親が増えてきたことや、少子化の影響が考えられます。また、面会交流が少しずつ世間一般に認知されてきたことも一因だと思います。

それから、再度の調停申立ての割合に関するデータは持ち合わせていませんが、一度取り決めた面会交流がうまく実施されていないケースはあります。その場合、原因分析から始め、事情の変更の有無や問題の所在を洗い直すことで、実現可能な条項を考えていかなければなりません。何より、当事者同士が納得した上で調停手続の中で合意をすることが望ましいと思います。

- 家族面会室を見た感想ですが、日常からかけ離れている環境に違和感を覚えました。ここまで環境を演出しなければならぬくらい夫婦の関係がこじれているのかと思うと、非常に寂しい気持ちになりました。

- 子どもを別居親に会わせたくない同居親への説得など、手続を利用する親の理解を得るために、どのような働き掛けをすればよいと思いますか。

- 裁判所だけでなく、何らかの第三者機関が間に入って、面会交流に向けた調整やサポートを行うことは考えられるのでしょうか。
- 都会と違い大きなものではありませんが、松山にも第三者機関はあります。現に私が担当する事件でも、夫婦間で離婚そのものに確執が大きく、子の親権についても争いが激しい等お互いの話合いで面会交流を実現するのが非常に難しい事案で、利用しています。間に第三者機関が入り、面会交流の日程調整や立会いをお願いしていますが、最終的には当事者間での実現を目指してサポートしてもらえます。
- 面会交流は、どの程度世間に認知されていると思いますか。
- アメリカ等では、元々、離婚しても子に面会するのは親の権利だという考えであり、会わせた方が子にとってもプラスになるという研究が、社会学や心理学等の分野で実証されてきたのだと思います。一方、日本では、会わせたくないと考えるのが普通でした。しかし、昨今、日本でも、会わせた方が子の成長発達によいとの理由で、推し進めている印象があり、啓発していくのは一つの方法だと思いますが、啓発広報は非常に難しいし、そのような知見を得たところで人の行動が変わるかということ、なかなか難しいところです。
- 全体の感想がありましたら、どうぞ。
- 友人の家族の話を知ると、離婚して養育費はもらうけど父親とは会わせたくないという母親の率直な意見もあるところ、面会交流で会わせなければならなくなったと言って、祖父母と母親がひどく動転している方もいました。しかし、子どもにとっては父親なのだから、会わせなければならないと思って、1か月に1回会わせているのだと。それでも、送り出すときは家族全員がとても不安になるという話を聞いたことがあります。それでも、今日改めて、子どもというのは父親と母親の子なのだということを認識しました。
- 裁判所としては、なぜ面会交流を続けたほうがよいかを、同居親によく理解してもらうことが大事だと思います。なお、養育費を支払ってもらうため

の駆け引きの材料に面会交流を使う人もいますが、これらの権利は全く別物ですから、交換条件のように考えてはならないことを付け加えます。

- 面会交流をする際に必要なことが書かれた「しおり」が準備されていて、「なるほど、もっともだ。」と感じました。DVDを見て、「自分ならこういう気持ちになるけど、あのようにした方がいいんだな。」ということが、具体的に分かりました。
- 「しおり」には「お子さんの健やかな…」と書かれているのですが、私にとって、子どもの健やかな成長といえば福祉面のサポート等をイメージするので、民法上の話と考えると、しっくりこないところがあります。
- 面会交流が家裁の事件の中でも一番難しい案件であるというのは、最初は意外に感じましたが、よく話を聞いてみると、なるほどという感じもします。いずれにせよ、そのような状況となったからには、少しでも、子どものためにより環境をどう整えていくかということが大事だと思いますので、是非今後とも前向きに取り組んでいただければと思っています。
- 面会交流の世間的なイメージとして、昔は、離婚したら原因のある側には子どもに会わせない、といった考えが前提にあったと思います。その後、民法が改正されて子の利益を最優先に考えることが明記され、もう一方の親とも会わせた方がよいとされましたが、実際に会わせた際にトラブルが生じ、それが報道されると、会わせたことで悪い結果が出たという短絡的なニュースとなる傾向が、まだあると思います。子の利益という話は、何年間か長期的な視野を持って判断されていることですし、長期的なところを見据えて制度が作られているはずですので、例えば、5年くらいたって、実際に面会交流をしたことによってどういう変化があったか、といった調査や研究をしてはどうでしょうか。面会交流でもう片方の親と会うことによって、子どもの成長が促進されているのだという効果が、数字的にも何かアピールできればよいのではないかと感じました。

- 皆さんの言うとおりに、子どものために、この制度がもっと良くなっていくことを望みます。面会交流の効果というものが、もっと明確に出てきて、それを皆さんが見て理解し、そして、子どもたちの幸せにつながればいいと思いました。
- 法的に何らかの結論を示したとしても、行動を変えないといけないところが、非常に難しいと思います。例えば、別居親に会って帰ってきた子に対し同居親が頑張って冷静さを取り繕っても、子どもから見て、同居親がいらいらしているとか悲しい顔をしていると感じると、子どもはそのうち、もう会いたくないと思うようになり、「会いたくない。」と言うと、「子どもが会いたくないと言っているから会わせない。」となって解決しますが、それは本当の解決にはなっていないわけです。かといって、法律で「こうしなさい。」と言ったからそうなるかというとならないわけですし、金銭で解決する問題でもないのに、非常に難しいと感じます。だからこそ、成果も含めて、法律に限らず、いろいろな角度から研究が積み重ねられていき、その積み重ねられた知見を広報していくのがいいのではないかと思います。
- 面会交流については、日々悩んでおります。結構案件も多く、今は、離婚事件になると面会交流が必ず絡んでくるという印象で、本当に難しいです。理想かもしれませんが、面会交流は子のための制度だと思っています。両親はいがみ合っているけど、子どもの父親であり母親であることは、一生変わらないので、双方にそういう意識を持っていただきたいと思います。両親とのきずなを持ち続けることは、子どもの成長にとって本当に必要なことだと思います。最近、「片親阻害」という言葉を依頼人から言われたことがあります。子にとって、片方の親から切り離されてしまったという心の傷は、非常に大きいと思うので、そういうことにならないためにも、面会交流は、本当に実現されていかなければならないのだと思います。
- 面会交流の難しさは、明確に「面会交流させた方がいい。」とか「虐待が

あるから絶対だめだ。」という場合ではなく、中途半端なところが一番悩ましいところ。結局、最後は「子の福祉」「子の利益」になるのか、ならないのかというところで決めるしかなく、それをどう理解していくのかが難しいからです。ただ、よほどのことがなければ、通常は別居親に会うほうが望ましいとされていますし、そう思っております。ただ、それを子の福祉のために実現するには、やはり、親同士が最低限の信頼関係を持てるかどうか、それを再構築できるかどうかというところが問題ですので、家裁としては、いろいろな機会を捉えて親に対して考え方を説明するなど、今以上にどんなことができるか、今後も知恵を絞って頑張っていきたいと思っております。

■ 皆さん、貴重な、示唆に富む御意見、御感想をありがとうございました。

(4) 次回期日について

平成30年1月23日（火）午後1時30分

(5) 次回テーマについて

「裁判所における防災対策について」